

# 行政オンラインシステムによる 申請の留意点

## 1.大阪市行政オンラインシステムによる申請方法

大阪市行政オンラインシステムよりオンラインでの申請となります。

以下の URL 又は QR コードからアクセスし、手続きを行ってください。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home>



(1) 利用者登録 (すでに利用者登録をされている方は、(2) 申請手続きへ)

上記の URL 又は QR コードよりアクセス後、ページ右上の「新規登録」より利用者登録をお願いいたします。



- ・ 申請には「大阪市行政オンラインシステム」の利用者登録（個人または事業者として登録）が必要です。登録方法は、「ヘルプ」からシステム操作マニュアル（利用者情報を登録する）をご参照ください。
- ・ 迷惑メール設定をされている方は、利用者登録の前に、「@city.osaka.lg.jp」のメールが受信できるよう設定を変更してください（ご使用のスマートフォンの設定によって迷惑メールと判定され、必要な通知が届かない可能性があります）。

(2) 申請手続き (利用者登録をされていない方は、(1) 利用者登録してください)

- ① 大阪市行政オンラインシステムのページ右上の「ログイン」ボタンからログインのうえ、「申請できる手続き一覧」を選択してください。



- ② 「【新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等への水道料金及び下水道使用料の支払猶予及び特例減免制度】申請」を選択し、申請を開始してください。

（『条件を指定して検索>組織>水道局』『条件を指定して検索>コロナ対策』で絞り込みが可能です。あるいは「キーワード検索」でも検索できます）。

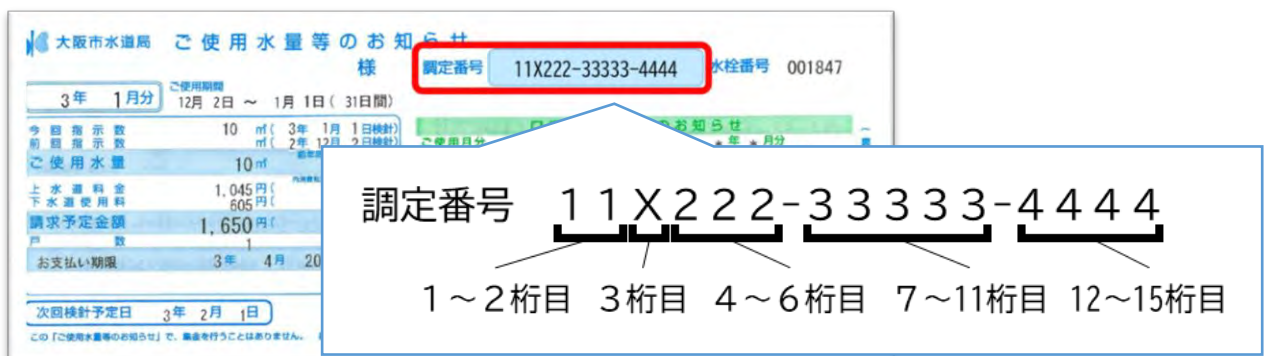


- ④ 行政オンラインシステムの設定に沿って、選択・入力又は添付してください。

設問の流れについては下記のとおり

1	減免要件確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗情報</li> <li>・飲食店の営業許可や酒類のメニュー</li> <li>・業態の確認</li> <li>・売上や減収率の確認</li> </ul>
2	申請基本情報の入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者</li> <li>・給水契約者</li> <li>・返還方法等</li> </ul>
3	誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種誓約事項に対する意思確認</li> </ul>

※申請時には、調定番号が必要となります。水道局から届く「[ご使用水量等のお知らせ](#)」や納入通知書等、の資料をご用意ください。



「ご使用水量等のお知らせ」や納入通知書等がお手元にない場合は、[お客さまセンター（06-6458-1132）](#)にお申し出いただければ、調定番号を記載したお知らせ票等を郵送します。

## 2. 必要書類および準備について

この申請において書類は全て電子添付となるため、以下の点にご注意ください。

(1) 書類をデータとしてご準備をお願いします。

(書類名の後ろに記載の数字は『[特例減免申請マニュアル](#)』における説明ページです)

【かならず必要となる書類】

- ・ 飲食店営業許可証 (11 頁) (データ形式 : pdf ・ jpg ・ jpeg)
- ・ メニュー表など酒類の提供が分かるものの写し (11 頁) (データ形式 : pdf ・ jpg ・ jpeg)
- ・ 令和 2 年「売上額が比較できるものの写し」(12～19 頁) (データ形式 : pdf ・ xls ・ xlsx ・ doc ・ docx ・ jpg ・ jpeg)
- ・ 令和元年「売上額が比較できるものの写し」(12～19 頁) (データ形式 : pdf ・ xls ・ xlsx ・ doc ・ docx ・ jpg ・ jpeg)

【必要に応じて添付いただく書類】

◆ 給水契約者以外が申請される場合のみ

- ・ 委任状 (21 頁) (データ形式 : pdf ・ xls ・ xlsx ・ doc ・ docx ・ jpg ・ jpeg)

◆ 飲食店以外に事務所や事業等で水道を使用されている場合

- ・ 水道料金等内訳表 (23～24 頁) (データ形式 : pdf ・ xls ・ xlsx ・ doc ・ docx ・ jpg ・ jpeg)

◆ 現行支払方法が「納入通知書」「クレジットカード払い」で、還付金の口座還付を希望される方

- ・ 口座確認書類 (20 頁) (データ形式 : pdf ・ jpg ・ jpeg)

(2) 写真を添付する場合の注意点について

スキャンした画像だけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した写真でご提出いただけますが、細かな文字が読み取れるようきれいな写真の添付をお願いします。

※iPhone/iPad (iOS11 以降) をお使いの方へ

iOS では iOS11 から画像ファイル形式が「JPEG」ではなく「HEIF」が標準となっています。

最新 OS バージョンで書類を撮影した場合、「HEIF」で写真が保存されますが、こちらのファイル形式で保存されたデータは添付していただくことができません。

**撮影前に iPhone/iPad の設定を**

**設定>カメラ>フォーマット>互換性優先**

**に変更いただきますと、保存される形式が「JPEG」となり、添付が可能となります。**

(3) 不要書類について

『特例減免申請マニュアル』8頁に記載の必要書類について、行政オンラインシステムにより申請いただく場合は、色塗り書類は不要となります。(システムにて入力いただくことで書類提出の代わりとなります)

	書類の名称	マニュアル 参照頁	本システムにおける 取り扱い
1	減免要件確認書【1号申請者用】	<a href="#">10頁</a>	添付不要 (設問にて回答入力)
2	飲食店営業許可証(写し)	<a href="#">11頁</a>	データ添付
3	酒類の提供が分かるメニュー表(写し)等	<a href="#">11頁</a>	データ添付
4	売上額の減収内容を証する資料	<a href="#">12~19頁</a>	データ添付
5	特例減免申請書【1号申請者用】	<a href="#">20頁</a>	添付不要 (設問にて回答入力)
6	委任状	<a href="#">21頁</a>	必要な場合のみ データ添付
7	口座番号が分かるもの	<a href="#">20頁</a>	必要な場合のみ データ添付
8	誓約書【1号申請者用】	<a href="#">22頁</a>	添付不要 (設問にて回答入力)
9	水道料金等内訳表	<a href="#">23~24頁</a>	必要な場合のみ データ添付